平成２９年（フ）第２４０８号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目３番29号
コーポよしみ２号
債務者　佐々木正人
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３０号
札幌市東区伏古10条１丁目10番23号　コーポダイマル202号
債務者　阿部　裕子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５０号
釧路市星が浦大通２丁目９番29号
債務者　畠山　和貴
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７２４号
名古屋市西区栄生２丁目22番16号
債務者　服部美穂子（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８１号
徳島市津田町２丁目１番２号、申立時の住所名古屋市中村区下米野町２丁目26番地　ライラック102号
債務者　岡田　春菜
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２３号
愛知県一宮市瀬部字清水61番地７
債務者　増永　翔太
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３３６号
愛知県一宮市開明字北新田８番地
債務者　水野毛織工場こと　水野　恒雄
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３３７号
愛知県一宮市文京１丁目２番26号　フォーブル文京202号
債務者　佐藤　陽子（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３４０号
愛知県一宮市三条字酉新田31番地１　シャローム103号
債務者　江中美律子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５２２９号
大阪市中央区徳井町２丁目３番10―404号
債務者　前川　雅代（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７０７号
大阪府枚方市松丘町３番１―202号
債務者　香西　　藍
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２２号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目10番地の46
債務者　前川　貴子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目18番５号　グループホームまつひろ
債務者　諸橋　重機
法定代理人成年後見人　久禮亜希子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県丹波市柏原町東奥340番地２　チェリーヒル東奥Ａ号、前住所兵庫県丹波市氷上町賀茂1457番地１
債務者　浅田　勝弘（旧姓谷水）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第１９８３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋772番地１　クレール吉田　４Ｆ
債務者　吉田　充穂
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０号
福岡市中央区西中洲12番12―902号
債務者　中原　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部